

証券コード 7939
2026年6月2日

株 主 各 位

広島市安佐北区上深川町448番地

株式会社 **研 創**

代表取締役社長 林 大 一 郎

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト <https://www.kensoh.co.jp>】



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「決算報告・株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「研創」または「コード」に当社証券コード「7939」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分（営業時間終了時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島市安佐北区上深川町448番地
当社 本社 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第55期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

本招集ご通知に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 株主総会へ出席の場合



当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木）
午前10時

■ 書面（郵送）による議決権行使の場合



書面（郵送）により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月24日（水）
午後5時30分到着分まで

■ インターネットによる議決権行使の場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、次ページの案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

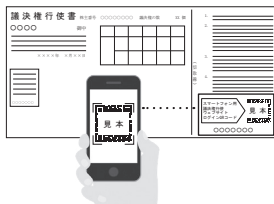
2026年6月24日（水）
午後5時30分入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

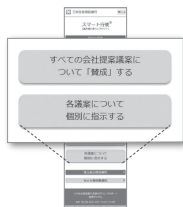
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における国内経済は、雇用・所得環境の改善や堅調な企業業績等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。当社の経営成績に影響を及ぼす建築動向も、全国的な都市再開発が継続され、堅調に推移しました。一方で、国際情勢が緊迫化するなか、建築業界でも資材価格の上昇と人材不足等の影響によって建築費の高騰が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社は中期経営計画（2022年度-2026年度）4年目にあたり、①情報セキュリティ体制再構築 ②生産工程の機械化・自動化 ③製品品質の向上 ④収益基盤の再構築 ⑤経営の効率化 ⑥人材育成 といった重点推進課題を掲げ、課題解決に向けた取り組みを推進しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は64億11百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益は2億57百万円（前年同期比2.4%減）、経常利益は2億48百万円（前年同期比3.3%減）、当期純利益は2億6百万円（前年同期比18.2%増）となりました。

なお、当社が手がけるサイン製品の需要は下半期に偏る一方で、固定費はほぼ恒常的に発生するため、当社は利益が下半期に偏るなど経営成績に季節的な変動があります。

また、当社はサイン製品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、より効率的な生産体制を構築するため、サイン製品の製造設備を中心に総額70百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と手元資金の流動性確保のため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における極度額は22億円で、借入実行残高は9億40百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 52 期 (2023年3月期)	第 53 期 (2024年3月期)	第 54 期 (2025年3月期)	第 55 期 (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	6,020	5,888	5,868	6,411
経 常 利 益 (百万円)	310	256	257	248
当期純利益 (百万円)	252	183	175	206
1株当たり当期純利益	67円27銭	48円82銭	46円31銭	54円56銭
総 資 産 (百万円)	6,062	5,762	5,554	5,564
純 資 産 (百万円)	3,012	3,147	3,266	3,384
1株当たり純資産額	801円46銭	834円63銭	863円55銭	892円04銭

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社業績に影響を及ぼす建築業界動向は、全国的な都市再開発案件等が確認できるなど、需要は依然として旺盛であると思われます。

一方で、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、金融・為替市場の動向、地政学的リスクの動向などにより、依然として先行きの不確実性が高い状況が続くものと思われます。

以上のことから、次期は「中期経営計画（2022年度-2026年度）」の最終年度にあたるため、次の重点推進課題に取り組んでまいります。

- ①情報セキュリティ体制再構築
- ②生産工程の機械化・自動化
- ③製品品質の向上
- ④収益基盤の再構築
- ⑤経営の効率化
- ⑥人材育成

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、金属（ステンレススチール、アルミ等）を主な素材とした建築物の内外に用いるサイン製品の製造・販売を主たる事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社 (研 創 フ ァ ク ト リ ー パ ー ク)	広 島 市 安 佐 北 区
仙 台 営 業 所	仙 台 市 宮 城 野 区
東 京 営 業 所	東 京 都 澁 谷 区
名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 千 種 区
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
本 社 工 場 (研 創 フ ァ ク ト リ ー パ ー ク)	広 島 市 安 佐 北 区
中 深 川 工 場	広 島 市 安 佐 北 区

(注) 名古屋営業所は2026年5月1日をもって移転し、所在地が名古屋市中区に変わりました。

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減 数
257名 (94名)	1名減 (7名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇入者数 (嘱託社員、常用パート、人材会社からの派遣社員及びアルバイトを含む。) は、() 内に年間の平均人員を外数で表示しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 広 島 銀 行	503
広 島 信 用 金 庫	272
広 島 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	205

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,022,774株（自己株式228,129株を含む）
 (3) 株主数 8,204名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 研 創 エ ン タ ー プ ラ イ ズ	780千株	20.5%
研 創 親 和 会	232	6.1
研 創 社 員 持 株 会	196	5.1
肥 田 亘	150	3.9
株 式 会 社 ゲ イ ビ	100	2.6
林 航 司	92	2.4
林 大 一 郎	91	2.4
林 誠 二	79	2.0
中 島 産 業 株 式 会 社	64	1.6
株 式 会 社 明 智	41	1.0

- (注) 1. 当社は自己株式を228,129株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 表示桁未満の数値は切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	11,652株	5名

- (注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第54期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
 2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員の状況(3)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 大 一 郎	株式会社研創エンタープライズ 代表取締役社長
取 締 役	松 村 浩 二	製造部長
取 締 役	浦 上 忠 久	経営管理部長
取 締 役	島 本 勝 利	品質保証部長
取 締 役 員 取 常 勤 監 査 等 委 員	林 誠 二	株式会社研創エンタープライズ 取締役副社長
取 締 役 員 取 監 査 等 委 員	村 上 賢 一	村上賢一法律事務所 所長
取 締 役 員 取 監 査 等 委 員	篠 原 敦 子	株式会社合同総研 代表取締役社長 G&DO篠原税理士法人 代表社員税理士

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、林 誠二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 監査等委員である取締役村上賢一氏及び篠原敦子氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役篠原敦子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は監査等委員である取締役村上賢一氏及び篠原敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）が填補されることとなります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、①内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 取締役報酬の基本方針

(a) 優秀な人材を確保するための適正な報酬制度であること

優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準を確保し、事業規模に応じて適正であること。

(b) 公平・公正な報酬制度であること

取締役の役員報酬は、恣意性を排除し、職責と成果に基づく公平・公正な報酬制度であること。

(c) 企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること

業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）の役員報酬は、業績連動性が高く、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度及び報酬構成であること。

b. 取締役報酬の決定プロセス

(a) 「取締役報酬の基本方針・決定プロセス・種類」は、取締役会の決議により決定します。

(b) 個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内においてその具体的金額は代表取締役社長（以下、「社長」とします。）へ一任する決議を得られた場合、決定方法の透明性・客観性を確保するため、次のように決定します。

社長は、事業規模、経営実績、社会情勢等を勘案し、個々の取締役の常勤・非常勤、担当役割、職位、職責、個人別評価等を考慮した報酬等の原案を作成します。経営諮問委員会は、作成された原案の妥当性について審議した結果を答申し、社長は答申の内容を考慮したうえで具体的金額を最終決定します。

(c) 監査等委員である取締役の個別報酬額等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

c. 報酬の種類

(a) 基本報酬

内容は月例固定基本報酬であり、対象は全取締役とします。

(b) 業績連動報酬

内容は事前確定届出による業績連動金銭報酬、対象は業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）、支給回数は年1回、位置付けは業務執行に対する短期的企業業績に応じたインセンティブ報酬とします。

(c) 譲渡制限付株式報酬

内容は月例固定金銭報酬に応じた譲渡制限付自社株式を活用した非金銭報酬、対象は業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）、支給回数は年1回、位置付けは業務執行に対する中長期的企業価値に応じたインセンティブ報酬とします。

ただし、業績連動・譲渡制限付株式報酬は、法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行取締役」を対象とし、「業務執行取締役」以外の役員は、経営に対する独立性・客観性を保つ観点から支給対象としません。また、業績連動報酬の支給時期は、定時株主総会開催日の翌日とします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連 動報酬 等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	78 (0)	72 (0)	- (-)	6 (-)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 (3)	14 (3)	- (-)	- (-)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	2 (0)	2 (0)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	96 (4)	90 (4)	- (-)	6 (-)	12 (5)

- (注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第54期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名を含めております。このうち、退任取締役2名については、当該定時株主総会の終結の時をもって退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任したため、報酬等の総額と員数については、取締役在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。また、退任監査役1名については、当該定時株主総会の終結の時をもって退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任したため、報酬等の総額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は業績連動報酬を除いた営業利益であり、その実績は2億57百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に対する取締役の意識を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、各取締役の基準額をもとに、当該事業年度の営業利益水準に応じて算出しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.株式の状況(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名であります。
なお、上記報酬限度額の範囲内にて、2021年6月29日開催の第50期定時株主総会において、株式報酬の額として年額15百万円以内、株式数の上限を年18,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。
6. 監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の第27期定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
7. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2025年6月26日開催の第54期定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名であります。
なお、上記報酬限度額の範囲内にて、2025年6月26日開催の第54期定時株主総会において、株式報酬の額として年額15百万円以内、株式数の上限を年18,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名であります。
8. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2025年6月26日開催の第54期定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。
9. 上表のほか、2010年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年6月26日開催の第54期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名に対し、役員退職慰労金1,800千円を支給しております。
10. 取締役会は、代表取締役社長林 大一郎氏に対し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で個々の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の具体的な内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く）の担当役割や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役村上賢一氏は、村上賢一法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役篠原敦子氏は、株式会社合同総研の代表取締役社長及びG O & D O 篠原税理士法人の代表社員税理士であります。当社は、同社グループに税務申告・労働保険事務等の業務を委託しておりますが、その年間取引額及び当社売上高に占める割合は僅少であります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位・氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 村上 賢一	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会4回のすべてに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、助言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 篠原 敦子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査役として5回、監査等委員として7回に、また、監査役会3回のすべて、監査等委員会4回のうち3回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識、税理士として培われた高度な専門的知見から、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

暁和監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
 - ② 取締役は、法令・定款・取締役会決議及び社内規程に従い、職務を執行します。
 - ③ 取締役は、職務執行状況について法令・定款及び監査等委員会規程に基づき、監査等委員会の監査を受けます。

(運用状況)

当事業年度における取締役会は13回開催され、経営に関する重要事項を決定しております。各取締役は法令・定款・取締役会決議及び社内規程に従って職務を執行しており、その執行状況は監査等委員会による監査を受けております。

- (2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 使用人は、法令遵守を当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動します。
 - ② 使用人は、業務の運営については社内規程に基づき、業務の執行を行います。
 - ③ 定期的に内部監査を行い、法令及び社内規程に基づいた業務執行が行われているかを監査し、監査結果は代表取締役社長・取締役会・監査等委員会に報告します。

(運用状況)

使用人の業務運営は、法令及び「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づいて行われております。またその状況は、内部監査によってモニタリングされ、監査結果は代表取締役社長・取締役会・監査等委員会に報告されております。

- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 情報の保存は、法令及び社内規程に基づき、文書等の保存を行います。
 - ② 情報の管理は、法令及び社内規程に基づき、対応します。

(運用状況)

情報の保存・管理は、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づいて行われております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び使用人は、事業活動により生じる様々なリスクを認識し、防止対策を予め講じることでリスクを低減させる活動を実行します。
- ② リスク管理体制については、取締役会やマネジメントレビュー等の重要会議においてリスクの可能性及びその対策について報告し、議論を行ったうえで対応することとします。
- ③ 法令及び社内規程遵守を目的とした「コンプライアンス報告書」を各部署から毎月提出させ、必要に応じて関連部署ならびに顧問弁護士を交えて対応を検討します。

(運用状況)

毎月開催されるマネジメントレビューにおいてリスク情報が報告され、必要に応じた対応に関する議論が行われております。また、法令及び「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づいて社内におけるリスク情報収集活動も毎月行われ、必要に応じて関連部署ならびに顧問弁護士を交えた対応が検討されております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 必要に応じて取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等を行います。
- ② マネジメントレビューを毎月開催し、取締役・常勤監査等委員・各部門長・内部監査責任者等を構成員として事業活動の進捗確認と次月以降の活動方針の検討・確認、各部門の抱える課題解決等を行います。

(運用状況)

当事業年度における取締役会は13回開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

またマネジメントレビューは毎月開催され、事業活動の進捗状況と次月以降の活動方針を確認し、経営課題に関する議論がなされております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会に必要がある場合は、代表取締役社長と監査等委員会が協議のうえで、使用人を置くことができますこととします。

- ② 当該使用人が、監査等委員会の職務を補助する期間は、その指示命令権は監査等委員会に委譲されたものとします。
- ③ 当該期間の当該使用人の評価及び期間終了後の人事異動及び懲戒は、監査等委員会の意見を聴取します。

(運用状況)

上記は「監査等委員会規程」に規定されておりますが、監査等委員会を補佐する専従スタッフは、現在、配置しておりません。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告します。
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを監査等委員会へ報告した通報者は、定めによって不利益な取り扱いを受けないことが確保されます。
- ③ 監査等委員会は「監査等委員会規程」等の定めによって、取締役会やマネジメントレビュー等重要会議に出席し、業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるなどができることとします。

(運用状況)

監査等委員会は、取締役会やマネジメントレビュー等の重要会議に出席し、また、業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めています。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役・各取締役・会計監査人・内部監査責任者等と定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保します。
- ② 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理等に関する方針は、監査等委員会が必要と認めた場合はそれに従う体制とします。

(運用状況)

監査等委員会は、代表取締役・各取締役・会計監査人・内部監査責任者等と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,754,422	流動負債	1,959,017
現金及び預金	616,212	買掛金	310,451
受取手形、売掛金及び契約資産	1,256,445	短期借入金	940,000
電子記録債権	401,684	一年内返済予定の長期借入金	300,118
商品及び製品	43,737	未払金	136,454
仕掛品	119,887	未払費用	77,032
原材料及び貯蔵品	291,033	未払法人税等	39,782
前払費用	6,761	預り金	8,128
その他	19,720	賞与引当金	73,174
貸倒引当金	△1,061	その他	73,875
固定資産	2,810,567	固定負債	220,981
有形固定資産	2,492,179	長期借入金	41,276
建物	561,683	退職給付引当金	175,356
構築物	46,974	役員退職慰勞引当金	2,550
機械及び装置	81,031	資産除去債務	1,799
車両運搬具	0	負債合計	2,179,999
工具、器具及び備品	22,644	(純資産の部)	
土地	1,680,159	株主資本	3,384,989
建設仮勘定	99,687	資本金	664,740
無形固定資産	31,312	資本剰余金	272,596
ソフトウェア	23,773	その他資本剰余金	272,596
ソフトウェア仮勘定	889	利益剰余金	2,529,336
電話加入権	6,649	利益準備金	70,925
投資その他の資産	287,074	その他利益剰余金	2,458,411
出資金	290	繰越利益剰余金	2,458,411
長期貸付金	1,553	自己株式	△81,682
破産更生債権等	369	純資産合計	3,384,989
繰延税金資産	111,044	負債純資産合計	5,564,989
その他	174,186		
貸倒引当金	△369		
資産合計	5,564,989		

(注)記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,411,686
売 上 原 価		4,554,563
売 上 総 利 益		1,857,123
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,599,466
営 業 利 益		257,656
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	725	
受 取 配 当 金	920	
受 取 地 代 家 賃	1,746	
助 成 金 収 入	357	
受 取 手 数 料	816	
そ の 他	627	5,192
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,109	
債 権 保 全 利 息	5,381	
そ の 他	729	14,220
経 常 利 益		248,629
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	30,629	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,935	62,565
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	88	
固 定 資 産 圧 縮 損	3,242	
情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 費	25,360	28,691
税 引 前 当 期 純 利 益		282,502
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	74,945	
法 人 税 等 調 整 額	707	75,652
当 期 純 利 益		206,850

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	664,740	270,767	270,767	62,980	2,338,948	2,401,928
当 期 変 動 額						
利 益 準 備 金 の 積 立				7,944	△7,944	—
剰 余 金 の 配 当					△79,442	△79,442
当 期 純 利 益					206,850	206,850
自 己 株 式 の 処 分		1,828	1,828			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	1,828	1,828	7,944	119,462	127,407
当 期 末 残 高	664,740	272,596	272,596	70,925	2,458,411	2,529,336

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△85,854	3,251,581	15,256	15,256	3,266,838
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金 の 積 立		—			—
剰 余 金 の 配 当		△79,442			△79,442
当 期 純 利 益		206,850			206,850
自 己 株 式 の 処 分	4,172	6,000			6,000
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			△15,256	△15,256	△15,256
当 期 変 動 額 合 計	4,172	133,408	△15,256	△15,256	118,151
当 期 末 残 高	△81,682	3,384,989	—	—	3,384,989

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品、仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下
げの方法）
- ・ 原材料 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

事業年度末日現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は、2010年6月29日開催の定時株主総会において、本制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は各取締役及び監査役の退任時とし、具体的金額・方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込については引き続き役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

当社はサイン製品の製造・販売を主たる事業としており、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。

製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しと、それに付随する製品保証の提供が含まれており、製品の引き渡しと製品保証の提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しに伴う収益は、製品を顧客の指定する現場へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね1～3日以内であることを踏まえ、当社の工場や外注先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、顧客との契約に基づき約束された対価から値引き、リベート等を控除した金額で表示しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね4か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

製品保証については、顧客への製品保証の提供を通じて履行義務を充足することから、一定期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、過去の実績等を見積もって算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分をしております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、サイン製品事業を営んでおり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

科 目	金額 (千円)
製品売上 (建築関係)	6,159,451
製品売上 (その他)	147,828
材料売上	104,406
顧客との契約から生じる収益	6,411,686
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,411,686

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
10,306	8,641

② 残存履行義務に配分した取引価格

期 間	当事業年度 (千円)
1年以内	8,618
1年超	23

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

111,044千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額、事業年度末における将来減算一時差異のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率により算定しております。

将来の課税所得については、過去の業績や近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案し、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでいますが、課税所得が生じる時期及び金額は、その時の業績や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、また、業績の悪化等により企業の分類の変更となった場合は、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	547,291千円
構築物	43,785千円
機械及び装置	81,031千円
車両運搬具	0千円
土地	1,634,571千円
計	2,306,679千円

② 担保に係る債務

短期借入金	370,000千円
一年内返済予定の長期借入金	116,780千円
長期借入金	16,270千円
計	503,050千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,248,369千円

(3) 圧縮記帳額

補助金等の受け入れにより、取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	25,650千円
構築物	259千円
機械及び装置	39,063千円
工具、器具及び備品	3,242千円
車両運搬具	3,199千円
計	71,413千円

(4) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達と手元資金の流動性確保のため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しており、当事業年度における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,200,000千円
借入実行残高	940,000千円
差引額	1,260,000千円

(5) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

受取手形	75,597千円
売掛金	1,180,847千円

(6) 流動負債の「その他」に含まれる契約負債の金額は、次のとおりであります。

契約負債	8,641千円
------	---------

7. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,022,774株	一株	一株	4,022,774株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	239,781株	一株	11,652株	228,129株

(注)自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬の支給によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	79,442千円	21円	2025年3月31日	2025年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,482千円	22円	2026年3月31日	2026年6月26日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、中期計画・年度予算に照らして必要な資金を主に金融機関からの借入によって調達しております。資金運用については、一時的な余剰資金は流動性の高い預金等の金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金ならびに長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後3年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売業務管理規程及び会計規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、営業債権につきましては、回収不能の事態に備えて取引信用保険を付保するなどの対策を実施しております。

2) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入を行うにあたり、調達コストと金融環境を考慮しながら、固定金利・変動金利を適宜組み合わせ、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」のうち現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから注記を省略しております。同様に「電子記録債権」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金(*1)	3,197	3,197	△0
資産計	3,197	3,197	△0
長期借入金(*2)	341,394	340,604	△790
負債計	341,394	340,604	△790

(*1) 長期貸付金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(*2) 長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	3,197	—	3,197
長期借入金	—	340,604	—	340,604

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをプライムレート等を指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定し、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、その時価をレベル2に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいと判断できるため、注記を省略しております。

11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	55,061千円
役員退職慰労引当金	800千円
賞与引当金	26,415千円
未払従業員賞与	8,270千円
未払事業税	4,869千円
その他	26,637千円
繰延税金資産小計	122,055千円
評価性引当額	△10,953千円
繰延税金資産合計	111,102千円

繰延税金負債

資産除去債務	△57千円
繰延税金負債合計	△57千円
差引：繰延税金資産の純額	111,044千円

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	892円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	54円56銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5月15日

株式会社 研 創
取締役会 御中

昭和監査法人

広島事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 島 崇 充
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 松 本 晃 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社研創の2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整

備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人暁和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 研 創 監査等委員会

常勤監査等委員 林 誠二 ㊞

監査等委員（社外取締役） 村上賢一 ㊞

監査等委員（社外取締役） 篠原敦子 ㊞

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、企業価値の向上に必要な資金需要を確保しつつ、継続的・安定的な配当を実施していくことを基本方針とし、配当金額につきましては、純資産配当率（DOE）2.5%を目安に各期の業績や経済情勢を勘案して決定するものとしております。

第55期の期末配当につきましては、当期業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は83,482,190円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名全員が本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の経営体制の一層の強化を図るため、1名増員して取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	林 大一郎 (1986年12月15日)	2017年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役社長室長 2018年6月 当社取締役副社長 2020年4月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱研創エンタープライズ 代表取締役社長	91,888株
	<p>【取締役候補者とした理由】 林 大一郎氏は、2017年6月取締役に就任し、2020年4月から代表取締役社長を務め、経営の指揮及び監督を適切に行い、トップクラスの金属製サインメーカーとして社会的な役割を果たすべく、企業を牽引しております。今後も経営の指揮を執り、当社が持続的な成長を目指していくことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
2	松村 浩二 (1964年12月22日)	1983年10月 当社入社 2008年4月 当社生産管理部長 2009年6月 当社執行役員生産管理部長 2013年4月 当社執行役員製造部長 2018年6月 当社取締役製造部長(現任)	19,612株
	<p>【取締役候補者とした理由】 松村浩二氏は、主に営業及び製造部門で豊富な経験を有し、2018年6月に取締役製造部長に就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	か り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	う ら が み た だ ひ さ 浦 上 忠 久 (1965年8月24日)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社経営企画部長 2005年9月 当社総務部長 2009年6月 当社執行役員総務部長 2020年6月 当社取締役総務部長 2023年4月 当社取締役経営管理部長(現任)	18,712株
	【取締役候補者とした理由】 浦上忠久氏は、主に管理部門で豊富な経験を有し、2020年6月に取締役総務部長に就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	し ま も と か つ と し 島 本 勝 利 (1969年12月16日)	1992年4月 当社入社 2020年4月 当社品質保証部長 2023年4月 当社執行役員品質保証部長 2025年6月 当社取締役品質保証部長(現任)	7,142株
	【取締役候補者とした理由】 島本勝利氏は、主に営業及び製造部門での豊富な経験をもとに、2025年6月に取締役品質保証部長に就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
5	※ ゆ だ ひ で く に 湯 田 英 邦 (1969年2月1日)	1992年4月 当社入社 2023年4月 当社執行役員営業統括部長 (現任)	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 湯田英邦氏は、主に営業部門で豊富な経験を有し、2023年4月に営業統括部長に就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために十分な役割を果たすことができるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力等のバランスを示すため、当社の経営戦略に照らして当社が備えるべきスキルを特定したうえで、各取締役のスキルを一覧化したスキルマトリックスを作成しております。

本総会において、第2号議案が原案どおりご承認いただいた場合における各取締役のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	経験・専門性					
	企業経営	営業	製造	開発	財務会計・人事	法務・リスク管理
林 大一郎	●		●	●		
松村 浩二	●	●	●			
浦上 忠久	●				●	●
島本 勝利	●		●	●		
湯田 英邦		●				
林 誠二	●		●	●		
村上 賢一						●
篠原 敦子	●				●	

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての経験と専門性を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 広島市安佐北区上深川町448番地
当社 本社 会議室
電話 082(840)1000
- 交通 JR芸備線「上深川駅」下車 徒歩15分
JRバス雲芸南線終点「研創前」下車

